

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和元年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 65,157 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 508,114 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	96,971	57,147		478	8,785	30,561
	老人福祉事業	26,998	457			5,926	20,615
	児童福祉事業	200,090	126,647		6,424	14,964	52,055
社会保険	国民健康保険事業	28,242	15,343			2,880	10,019
	介護保険事業	70,639	1,430		1,780	15,056	52,373
	後期高齢者医療保険事業	56,493	5,385			11,412	39,696
保健衛生	保健衛生事業	28,681	1,214			6,133	21,334
合計		508,114	207,623		8,682	65,157	226,652

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。